

一斉FAX

29薬感第54771号

平成29年12月27日

各医療機関の長様

香川県健康福祉部薬務感染症対策課長

(公印省略)

高松市保健所長

(公印省略)

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第12条第1項及び第14条第2項に基づく届出の基準等について(一部改正)

日ごろから、本県の感染症対策の推進について、格別の御理解と御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

今般、感染症法に基づく届出の基準等について改正通知がありましたので、お知らせします。

今後とも、本県の感染症対策に御協力を賜りますよう、お願い申し上げます。

### 改正点

- ◆「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則」
  - 「風しん」診断後、直ちに管轄の保健所へ届出が必要となります。(※)
  - 「百日咳」全医療機関について、7日以内に届出が必要となります。
- ※風しんの届出の要件
  - ①臨床診断例…届出に必要な臨床症状(全身性の小紅斑や紅色丘疹、発熱、リンパ節腫脹)の3つすべてを満たすもの
  - ②検査診断例…届出に必要な臨床症状の1つ以上を満たしIgM抗体が陽性であるもの
- ◆「風しんに関する特定感染症予防指針」
  - 原則として全例にウイルス遺伝子検査を実施します。
  - 今までの取扱いと同様、発生届の提出に併せ、①咽頭拭い液②血液③尿の3点セットを採取し、管轄の保健所に提出してください。
- ◆「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第12条第1項及び第14条第2項に基づく届出の基準等について」
  - 感染症法施行規則の改正に伴う届出様式の追加変更

(参考)届出基準・届出様式は、厚生労働省のホームページをご覧ください。

■厚生労働省ホームページ「感染症法に基づく医師の届出のお願い」

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekkaku-kansenshou11/01.html>

香川県健康福祉部薬務感染症対策課 結核・感染症グループ TEL:087-832-3304 (直通)  
高松市保健所 感染症対策室 TEL:087-839-2870